

議百四十七
議百四十八
議百四十九
議百五十
議百五十一
議百五十二
議百五十三
議百五十四
議百五十五
議百五十六

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。
○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五十五号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに「異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百五十五号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二十二議案第百五十六号市道路線の認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。

福生市議会

(建設課長黒田登君登壇)

○建設課長(黒田登君) ご指名によりまして議案第百五十六号市道路線の認定についてご説明を申し上げます。

この路線は福生市第一中学校の上の段にある第四市営住宅の南東に位置してありまして、市道第四号線に接するところを起点とし、市道第三号線と接したところを終点とした幅員四メートル延長二・三・五メートルの私道路であります。寄付申出者は秋川市草花の竹内倍蔵氏、福生市熊川の森修一氏、稻生二男氏、佐々木太平氏、浜田徹氏及び福生市福生の岡田晴雄氏の六名であります。この地域は市営住宅、都営住宅、民営住宅、個人住宅等の多いところでありまして、公営住宅内の道路は比較的整備されており、私道についてはほとんどが整備されていない状態でありまして、この整備の促進について住民から強い要望がありました。先ほど申し上げました私道の寄付受けによって道路環境の整備もはかれ、住民の要望にも沿えますので道路法第八条の規定に基づき市道二百八十一号線として認定しようとするものであります。

慎重ご審議の上原案ご可決くださいますようお願い申し上げます。説明を

終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○五番（川窪清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五十六号については建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百五十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第二十三議案第百五十七号市道路線の廃止についてを議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

（建設課長 黒田登君 登壇）

○建設課長（黒田 登君） 議案第百五十七号市道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

この路線は牛浜の交差点から福生消防署の先、現在流域下水道工事を
行なっている現場との間でありますが、この区間を奥多摩街道の区域として
東京都が供用開始の告示を行ない、去る九月一日付東京都建設局長から
通知がございました。したがって今回正式に都道となりましたので、市道整理
の二環として道路法第十条の第二項の規定に基づき廃止しようとするもので
あります。

慎重に審議の上、原案ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五十七号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百五十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二十四諮問第一号人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

事務局長をして諮問案の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 諮問第一号人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取につきまして説明申し上げます。よろしくご討議を賜わりたいと思っております。

当市におきまする人権擁護委員はご承知のとおり三名でございますが、三名のうち森田潤三氏が来年の一月十四日任期満了となります。長い間きめて最適任者としてご活躍いただいたわけでございますが、文化財保護委員とともにご活躍でございます。文化財の保護委員のほうもリーダーといまして、まして今後ますますご活躍をいたさなければならぬわけでございますので、他の方を、しかも若い方をご推薦しようということでご物色したわけでございます。元來がご承知のとおり法によりまして、人権擁護委員は議会のご意見をいたさまして法務大臣に推薦することになっておるわけでございます。またなるべく弁護士等を一人加えたほうがよろしい、好ましいということになっておりますので福生市大字熊川千四百十四番地にお住まいでございます。弁護士を開業されご活躍をなされております堀内俊一氏にお願いを申し上げます。

思うわけでございます。

履歴は添付のとおりでございます。各大学を卒業なされ、また修養をいたされまして、東京弁護士会に入会されたいまご活躍でございます。当市といたしましても福生市の法律相談担当弁護士としてお願い申し上げてあるところでございます。

なにとぞ慎重に審議を賜わりまして、ご同意をいただくようご意見を願ひ申し上げる次第でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。ただいま議題となっております諮問第一号につきまして諮問におき異議ない旨答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よって諮問第二号は諮問におき異議ない旨答申することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二十五陳情第十号 福生市営住宅中高層建替

事業反対並びに払下げ促進に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(古谷議会議務局長朗読) 別添参照

○議長(塩野鉄之助君) 本陳情書についてご意見がありましたらお願いをいたします。

○二丁二番(岩田博君) この陳情書の内容で、一部の居住者に対しては説明会を開

催したようですが、居住者全員に対して事前に何故に公聴会等が行なわれ

なかったのか、こういうことがあってはならないと思います。一部の住民だけに説

明会を開いて一般の人には開かなかったのか、その点を説明願いたいと思います。

もし事実であればたいへんなことです。

○助役(篠崎俊夫君) 百八十戸全員に對しましては文書をもって「こうこういうわ

けで高層住宅を建設することに決定をしたからよろしくお願いをします。」という

書面で差し上げました。ただこれが何年間で終わりますということははっきりし

ないわけでございますので、差しむきの移動をしていただく方十五戸の方にお集

まりいただきまして、お話を申し上げたわけでございます。何年間でやるとい

うような具体的な計画が實際問題としてはございませぬので、それが終わ  
つたらまた次々というふうに、十年になりますか、十何年になりますか……  
そういったことで全員にお集まりをいただいても、むしろ不安感を与えるばか  
りだということで、書面は全員に差し上げましたが、説明会は個々にやていこ  
うということでありました次第でございます。

○ニテ番(若田博君) 十五名の方というのはどういう方なのか……。

○庶務課長兼経済課長(生子国利君) 十五戸というのはその地域における一棟を建  
てるのに、十五戸を空家にしまして、その用地に建てるということであつて、ま  
して、この十五戸が最高に占めて耐用年数二十年を経過しているということであ  
らず最初をやつたわけです。

○ニテ番(若田博君) 大体事情がわかりました。今後どんな事業が進展する  
ような場合だったら、事前に地域住民と十分に話し合ひをしていただくよう  
要望いたしますして終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で意見を終わります。

陳情第十五号につきましては、お手元にご配付の別紙付託表のとおり統  
務委員会に付託いたします。

赤字訂正

赤字訂正

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二十六陳情第十号年末手当等に関する陳情書を  
議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいただきます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(塩野鉄之助君) 以上で朗読は終わりました。

本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

(応答なし)

赤字削除

○議長(塩野鉄之助君) 以上で意見を終わります。

陳情第十一号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に  
付託いたします。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二十七陳情第十二号民間日雇労働者の年末手当支  
給等に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいただきます。

(古谷議会事務局長報告) 別添参照

老字訂正

○議長(塩野鉄之助君) 本陳情についてご意見がありましたらお願いをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で意見を終わります。

陳情第十二号についてはお手元にご配布の別紙付託表のとおり建設委員  
会に付託いたします。

○議長(塩野鉄之助君) 追加日程第一請願第六号公営国民健康保険と国民健康

保険組合の格差是正等に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

(古谷議会议務局長朗読) 別添参照

○議長(塩野鉄之助君) 朗読は終わりました。

紹介議員松山清君から本請願の趣旨について説明を求めます。

(十番 松山清君登壇)

○十番(松山清君) 請願第六号について紹介議員を代表いたしました趣旨説明をさ  
せていただきます。

請願理由にもありましたように、建設国民健康保険組合は昭和四十五年、

老字訂正

それまで適用されておりました日産健保擬制適用が打ち切られたときに設立された  
ものであります。政府の財政援助が公営国保に比べ定率三五%低い額に抑えら  
れております。それがために高い保険料の負担によって運営がされてきており  
ます。当市内におきましては二百八十名の方が現在建設国保組合に加入  
しております。建設国保は本人の場合医療費が十割給付のために、不  
安定な仕事をしております職人の人々にとっては万一の場合かけがいの  
ないものになっているものであります。すでに国会におきましても国保組合  
に対する助成強化の特別決議が議決されておりますが、いまだ実現をみ  
ていないために、国に対しては五点にわたる内容での意見書を提出されて  
いただくことを願いますとともに、合わせて東京都に対しても四点にわたる  
内容での意見書の提出をお願いするものでございます。また当市におきま  
しては一般会計より四十九年におきましては、国保会計に付しまして総額  
一千万円、一人当たり六百六十三円の繰入が行なわれておりますが、こ  
れと同様に建設国保組合加入者に対しても補助をされるようお願い  
をするものであります。

なにとぞ議員の皆様のご理解をいただきまして、請願が採択されます

ことをお願いいたしました。私の趣旨説明とさせていただきます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行ないます。

○二番(小林菊三君) 紹介者にちよつとご質問申し上げますが、東京土建の組合員数、それから福生市に住んでいるもので東京土建に加入している被保険者は少ないと思いますが、数がわかりましたらお願いいたします。

○十番(松山清君) 組合に加入しているのは約二百名程度です。保険の加入者が多いのは家族が入っているから二百八十名という具合になっております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

請願第六号については、お手元にご配付<sup>付</sup>の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。委員会審査のため明士日から二十三日までの十三日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって明士日から二十三日までの十三日間休会とすることに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれをもって散会いたします。

なお次回の本会議は十二月二十四日午前十時から開<sup>開</sup>きます。

午後五時三十分 散会

写

福庶癸第二千九百七十六号

昭和四十九年十二月三日

福生市議会議長

塩野鉄之助殿

昭和四十九年第四回福生市議会定例会の招集について

第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。



(写)

福生市告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十九年第四回福生市議会定例会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年十二月三日

福生市長 石川 常太郎 印

一期日 昭和四十九年十二月十日  
二場所 福生市議会議場





写

福庶発第三千六十二号

昭和四十九年十二月五日

福生市長 石 川 常太郎印

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

議案の送付について

昭和四十九年第四回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を送付します。

- 一 議案第三百三十八号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 二 議案第三百三十九号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例
- 三 議案第四百四十号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 四 議案第四百四十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 五 議案第四百四十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

